

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則の一部を改正する省令の概要

令和4年9月
総務省

1 主な改正の内容

現在、森林環境譲与税の譲与基準に用いている林業就業者数は、省令において、国勢調査令により調査した平成27年10月1日現在における林業就業者数を用いることとされているところであるが、本年7月22日に令和2年国勢調査による最新の林業就業者数が公表されたことに伴い、令和2年10月1日現在における林業就業者数を用いることができるよう所要の改正を行うものである。

2 施行期日

公布の日（令和4年9月譲与から適用）

<参考>

○ 森林環境譲与税の譲与基準

市町村分	—	50% : 私有林人工林面積	（※以下のとおり林野率による補正）	
		20% : 林業就業者数		
		30% : 人口		
都道府県分	—	市町村と同じ基準		

林野率	補正の方法
85%以上の市町村	1.5倍に割増し
75%以上85%未満の市町村	1.3倍に割増し

【参照条文】

○ 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 31 年法律第 3 号）

（市町村に対する森林環境譲与税の譲与の基準）

第二十八条 森林環境譲与税の十分の九に相当する額（以下この項において「市町村譲与額」という。）は、市町村に対して譲与するものとし、市町村譲与額の十分の五に相当する額を各市町村の区域内に存する私有林人工林の面積（統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である農林業構造統計の最近に公表された結果による私有林かつ人工林の面積をいう。次項及び次条において同じ。）で、市町村譲与額の十分の二に相当する額を各市町村の林業就業者数（官報で公示された最近の国勢調査の結果による各市町村において林業に就業する者の数をいう。）で、市町村譲与額の十分の三に相当する額を各市町村の人口（官報で公示された最近の国勢調査の結果による人口をいう。同条において同じ。）で按分して譲与するものとする。

2 略

（都道府県に対する森林環境譲与税の譲与の基準）

第二十九条 森林環境譲与税の十分の一に相当する額（以下この条において「都道府県譲与額」という。）は、都道府県に対して譲与するものとし、都道府県譲与額の十分の五に相当する額を各都道府県の区域内の各市町村に係る私有林人工林の面積を合算した面積で、都道府県譲与額の十分の二に相当する額を各都道府県の林業就業者数（官報で公示された最近の国勢調査の結果による各都道府県において林業に就業する者の数をいう。）で、都道府県譲与額の十分の三に相当する額を各都道府県の人口で按分して譲与するものとする。

○ 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則（平成 31 年総務省令第 40 号）

（法第二十八条第一項及び第二十九条の林業就業者数）

第二条 法第二十八条第一項に規定する官報で公示された最近の国勢調査の結果による各市町村において林業に就業する者の数は、国勢調査令（昭和 55 年政令第 98 号）により調査した平成二十七年十月一日現在における各市町村における従業地による産業分類別就業者数のうち A 農業、林業のうち林業の数とする。ただし、当該林業に就業する者の数が公表された後において市町村の廃置分合があったときは、総務大臣が必要と認める場合に限り、当該廃置分合に係る区域の林業に就業する者の数を関係市町村において林業に就業する者の数に加え、又は関係市町村において林業に就業する者の数から減じたものとして総務大臣が定める林業に就業する者の数とすることができる。

2 法第二十九条に規定する官報で公示された最近の国勢調査の結果による各都道府県において林業に就業する者の数は、国勢調査令により調査した平成二十七年十月一日現在における各都道府県における従業地による産業分類別就業者数のうち A 農業、林業のうち林業の数とする。ただし、当該林業に就業する者の数が公表された後において都道府県の境界にわたって市町村の廃置分合があったため都道府県の境界に変更があったときは、総務大臣が必要と認める場合に限り、当該廃置分合に係る区域の林業に就業する者の数を関係都道府県において林業に就業する者の数に加え、又は関係都道府県において林業に就業する者の数から減じたものとして総務大臣が定める林業に就業する者の数とすることができる。

○総務省令第 号

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）第三十五条の規定に基づき、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年 月 日

総務大臣 寺田 稔

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則の一部を改正する省令

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則（平成三十一年総務省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。